

日中活動支援加算に係る届出書

令和3年4月22日 提出

事業所・施設の名称	佐世保事業所
報酬区分	1 医療型短期入所 2 医療型特定短期入所
異動区分 (該当の番号に○)	1 新規 2 変更
適用年月日	令和3年6月1日

(1)	指定短期入所の利用開始時に指定特定相談支援事業所又は指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員と連動し、当該相談支援専門員が定めたサービス等利用計画等で、医療型短期入所において日中活動の提供が必要とされた利用者がある(セルフプランは算定不可)	1 該当	2 非該当
(2)	保育士・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・その他の職種の者(「保育士等」という)が共同して、利用者ごとの日中活動実施計画を作成している	1 該当	2 非該当
(3)	利用者ごとの日中活動実施計画に従い、保育士等が指定短期入所を行っているとともに、利用者の状態を定期的に記録している	1 該当	2 非該当
(4)	利用者ごとの日中活動実施計画の実施状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直している	1 該当	2 非該当

(5)	日中活動実施計画作成体制・日中活動実施計画に従った指定短期入所の提供状況等	職種	日中活動実施計画の作成	指定短期入所の提供※
			氏名	氏名
		保育士	〇〇 〇〇	
		理学療法士	〇〇 〇〇	〇〇 〇〇
		作業療法士	〇〇 〇〇	
		言語聴覚士		
		その他( )		
		その他( )		
		その他( )		

※ 「日中活動実施計画作成体制・日中活動実施計画に従った指定短期入所の提供状況等」には、日中活動実施計画を作成している者の職種及び氏名を記入してください。指定短期入所の提供については生活支援員や児童指導員でも可。